

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第13号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和35年香川県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この規則は、香川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が 行う教育職員の免許状の授与（新教育領域の追加の定めを含む。以下同じ。） に関し、免許法及び免許法施行規則のために発せられた法令に定めるもの のほか、必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規則は、香川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が <u>授与する教育職員の免許状</u> に関し、免許法及び免許法施行規則のために発 せられた法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
(普通免許状授与の出願) 第4条 略 2・3 略 4 免許法第16条の2第1項、第16条の4第3項又は第17条の規定による普 通免許状の授与を願い出る者は、次に掲げる書類を提出しなければなら ない。 (1)～(4) 略 5・6 略	(普通免許状授与の出願) 第4条 略 2・3 略 4 免許法第16条の2第1項、第16条の4第3項又は第17条第2項の規定に よる普通免許状の授与を願い出る者は、次に掲げる書類を提出しなければ ならない。 (1)～(4) 略 5・6 略
(臨時免許状を受けるための教育職員検定の出願) 第7条 略 (1)～(6) 略 2 略 3 第1項の場合において、願い出る者が <u>教育職員免許法</u> の一部を改正する 法律（昭和29年法律第158号。以下「免許法改正法」という。）附則第20 項又は第21項の規定に該当する者であるときは、第1項各号に掲げる書類 のほか、技術に関する証明書を提出しなければならない。	(臨時免許状を受けるための教育職員検定の出願) 第7条 免許法第5条第5項及び第6条第1項の規定による教育職員検定を 願い出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。 (1)～(6) 略 2 略 3 第1項の場合において、願い出る者が <u>教育職員免許法等</u> の一部を改正す る法律（昭和29年法律第158号。以下「免許法改正法」という。）附則第 20項又は第21項の規定に該当する者であるときは、第1項各号に掲げる書 類のほか、技術に関する証明書を提出しなければならない。

(自立教科の免許状を受けるための教育職員検定の出願)

第8条 免許法第17条及び免許法施行規則第64条又は第65条の規定による教育職員検定を願い出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、教育委員会が認める者にあっては、第3号、第4号、第7号又は第8号に掲げる書類を省略することができる。

(1)～(8) 略

(免許外教科の教授担任許可申請)

第15条 免許法施行規則附則第14項の規定により提出する書類の様式は、この規則の定めるところによるものとする。

(単位の修得方法の基準)

第17条 略

略

第7表

根拠 規定	略
免許 法施 行規 則附 則第 31項 及び 第32 項	略
備考	略

(特殊教科の免許状を受けるための教育職員検定の出願)

第8条 免許法第17条第2項及び免許法施行規則第64条又は第65条の規定による教育職員検定を願い出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、教育委員会が認める者にあっては、第3号、第4号、第7号又は第8号に掲げる書類を省略することができる。

(1)～(8) 略

(免許外教科の教授担任許可申請)

第15条 免許法施行規則附則第13項の規定により提出する書類の様式は、この規則の定めるところによるものとする。

(単位の修得方法の基準)

第17条 次の表の左欄に掲げる免許法別表第3から別表第7までに規定する単位の修得方法（免許法施行規則第14条の規定による単位遞減に伴う残単位の修得方法を含む。）は、それぞれ右欄に掲げる表によるものとする。

左欄	右欄
免許法 別表第3	第1表から第8表まで
略	略
〃 別表第7	第13表

第7表

根拠 規定	略
免許 法施 行規 則附 則第 29項 及び 第30 項	略
備考	略

第13表

根拠規定	受けようとする免許状の種類	在職年数	最低修得単位数	特別支援教育に関する科目		
				特別支援教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育領域に関する科目	免許状に定められこととなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
単位数						

免許法別表第7	特別支援学校教諭	専修免許状	1種免許状	2種免許状
略				

第13表

根拠規定	受けようとする免許状の種類	在職年数	最低修得単位数	特殊教育に関する科目		
				教育の基礎理論に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目
免許法別表第7	盲学校教諭、聾学校教諭又は養護学校教諭	専修免許状	1種免許状	2種免許状	略	略

免許	特別支
法改	援学校
正法	教諭1
附則	種免許
第17	状
項	

免許	盲学校教
法改	るう 諭、聾学
正法	校教諭又
附則	は養護学
第17	校教諭の
項	1種免許
	状

備考

- 1 この表における最低修得単位数の欄に定める単位数の単位の修得方法については、特別支援教育の基礎理論に関する科目の欄に定める単位数の単位、特別支援教育領域に関する科目の欄に定める単位数の単位及び免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目の欄に定める単位数の単位を含めて修得するものとする。
- 2 前号の場合において、最低修得単位数の欄に定める単位数のうち不足する単位数については、この表に定める科目のうちから修得するものとする。

第1号様式（第16条関係）

教育職員普通免許状授与願

年　月　日

香川県教育委員会 殿

ふりがな
氏　名

㊞

年　月　日生

本籍地

都道府県

現住所

1 免許状の種類

2 教科（特別支援教育領域）

上記の教育職員普通免許状を授与していただきたいので必要な書類を添えてお願ひいたします。

記載注意 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第1号様式（第16条関係）

教育職員普通免許状授与願

年　月　日

香川県教育委員会 殿

ふりがな
氏　名

㊞

年　月　日生

本籍地

都道府県

現住所

1 免許状の種類

2 教科

上記の教育職員普通免許状を授与していただきたいので必要な書類を添えてお願ひいたします。

記載注意 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第2号様式（第16条関係）

教育職員検定願

年月日

香川県教育委員会 殿

ありがな
氏名

年月日生

本籍地

都道府県

現住所

1 免許状の種類

2 教科（特別支援教育領域）

上記の検定を受けたいので必要な書類を添えてお願ひいたします。

第2号様式（第16条関係）

教育職員検定願

年月日

香川県教育委員会 殿

ありがな
氏名

年月日生

本籍地

都道府県

現住所

1 免許状の種類

2 教科

上記の検定を受けたいので必要な書類を添えてお願ひいたします。

第2号様式の2（第16条関係）

教育職員特別免許状授与願

年 月 日

香川県教育委員会 殿

ふりがな
氏名 ㊞

年 月 日生

本籍地 都道府県

現住所 _____

1 免許状の種類 _____

2 教科（特別支援教育領域） _____

上記の教育職員特別免許状を授与していただきたいので必要な書類を添えてお願いいいたします。

記載注意 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第2号様式の2（第16条関係）

教育職員特別免許状授与願

年 月 日

香川県教育委員会 殿

ふりがな
氏名 ㊞

年 月 日生

本籍地 都道府県

現住所 _____

1 免許状の種類 _____

2 教科 _____

上記の教育職員特別免許状を授与していただきたいので必要な書類を添えてお願いいいたします。

記載注意 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第3号様式（第16条関係）

教育職員臨時免許状授与願

年 月 日

香川県教育委員会 殿

ふりがな
氏 名

年 月 日生

本籍地 都道府県

現住所

1 免許状の種類

2 教科（特別支援教育領域）

上記の教育職員臨時免許状を授与していただきたいので必要な書類を添えてお願いい
たします。

記載注意 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第3号様式（第16条関係）

教育職員臨時免許状授与願

年 月 日

香川県教育委員会 殿

ふりがな
氏 名

年 月 日生

本籍地 都道府県

現住所

1 免許状の種類

2 教 科

上記の教育職員臨時免許状を授与していただきたいので必要な書類を添えてお願いい
たします。

記載注意 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第6号様式（第16条関係）

副 申 書

採用予定 学校名
現在勤務

臨時免許状出願者氏名

上記の者が臨時免許状を出願するについて次のとおり副申します。

- 1 普通免許状を有する者を採用することができない理由

- 2 現までの修得単位数（引き続き2回以上出願する場合に限る。）

教科に関する科目又は養護に関する科目 単位

教職に関する科目 単位

教科又は教職に関する科目 単位 合計 _____ 単位

特別支援教育に関する科目 単位

その他の科目 単位

- 3 研修についての特記事項

- 4 その他参考事項

年 月 日

㊣

記載注意

- 1 この副申書は、市町立学校の場合は市町教育委員会の教育長、国立及び県立学校の場合は学校長が作成するものとする。
- 2 任命権者が香川県教育委員会の場合は、1の記入を要しない。
- 3 学校名については、採用予定又は現在勤務を○で囲むこと。
- 4 厳封の上提出すること。

第6号様式（第16条関係）

副 申 書

採用予定 学校名
現在勤務

臨時免許状出願者氏名

上記の者が臨時免許状を出願するについて次のとおり副申します。

- 1 普通免許状を有する者を採用することができない理由

- 2 現までの修得単位数（引き続き2回以上出願する場合に限る。）

教科に関する科目又は養護に関する科目 単位

教職に関する科目 単位

教科又は教職に関する科目 単位 合計 _____ 単位

特殊教育に関する科目 単位

その他の科目 単位

- 3 研修についての特記事項

- 4 その他参考事項

年 月 日

㊣

記載注意

- 1 この副申書は、市町立学校の場合は市町教育委員会の教育長、国立及び県立学校の場合は学校長が作成するものとする。
- 2 任命権者が香川県教育委員会の場合は、1の記入を要しない。
- 3 学校名については、採用予定又は現在勤務を○で囲むこと。
- 4 厳封の上提出すること。

第8号様式の2（第16条関係）

教育職員免許状授与（交付）証明書交付願

年 月 日

香川県教育委員会 殿

ふりがな
氏名

年 月 日生

本籍地 _____ 都道府県
現住所 _____

下記の免許状の授与（交付）証明書を交付していただきたいのでお願ひいたします。

免許状の種類	教科 (特別支援教育領域)	記号番号	授与年月日	根拠規定

第8号様式の2（第16条関係）

教育職員免許状授与（交付）証明書交付願

年 月 日

香川県教育委員会 殿

ふりがな
氏名

年 月 日生

本籍地 _____ 都道府県
現住所 _____

下記の免許状の授与（交付）証明書を交付していただきたいのでお願ひいたします。

免許状の種類	教科	記号番号	授与年月日	根拠規定

第8号様式の3（第16条関係）

番 号

教育職員免許状授与（交付）証明書

本籍地 都道府県

氏 名

年 月 日生

上記の者は下記の免許状の授与（交付）を受けたものであることを証明する。

年 月 日

香川県教育委員会 団

免許状の種類	教科 (特別支援教育領域)	記号番号	授与年月日	根拠規定

第8号様式の3（第16条関係）

番 号

教育職員免許状授与（交付）証明書

本籍地 都道府県

氏 名

年 月 日生

上記の者は下記の免許状の授与（交付）を受けたものであることを証明する。

年 月 日

香川県教育委員会 団

免許状の種類	教科	記号番号	授与年月日	根拠規定

第10号様式（第16条関係）

単位修得証明書（集計したもの）

氏名_____

年 月 日生

区分	科 目	単位数	区分	科 目	単位数
教科に関する科目、 目又は栄養に係る教育に関する科目、 養護に関する科目			教科又は教職に関する科目		
				小 計	
教職に関する科目			特別支援教育に関する科目		
				小 計	
				小 計	
その他の科目			その他の科目		
				小 計	
				合 計	

上記のとおり修得していることを証明する。

年 月 日

証明者_____ 國

第10号様式（第16条関係）

単位修得証明書（集計したもの）

氏名_____

年 月 日生

区分	科 目	単位数	区分	科 目	単位数
教科又は教職に関する科目			教科又は教職に関する科目		
				小 計	
特別支援教育に関する科目			特別教育に関する科目		
				小 計	
教職に関する科目			その他の科目		
				小 計	
その他の科目			その他の科目		
				小 計	
					合 計

上記のとおり修得していることを証明する。

年 月 日

証明者_____ 國

第14号様式（第16条関係）

宣 誓 書

私は、次に掲げる者に該当しないことを宣誓します。

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられた者
- 3 教育職員免許法第10条第1項第2号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 4 教育職員免許法第11条第1項又は第2項の規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

年 月 日

現住所 _____

氏名 _____

記載注意 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第14号様式（第16条関係）

宣 誓 書

私は、次に掲げる者に該当しないことを宣誓します。

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられた者
- 3 教育職員免許法第10条第1項第2号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 4 教育職員免許法第11条第1項又は第2項の規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 5 教育職員免許法の一部を改正する法律（平成14年法律第55号）による改正前の教育職員免許法第11条の規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 6 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

年 月 日

現住所 _____

氏名 _____

記載注意 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第17号様式(第16条関係)(表面)

	教育職員免許状原簿	マイクロ撮影							
		年月日	年月日						
ふりがな	本籍地	生年月日	卒業大学等						
氏名		年月日	卒業(修了)年月日						
現住所	基礎資格等								
書換え	ふりがな	本籍地	年月日	教科に関する科目	栄養に係る教育に関する科目	教職に関する科目	修得単位		
	氏名								
	ふりがな	本籍地	年月日						
	氏名								
再交付	理由		年月日	教科又は教職に関する科目	特別支援教育に関する科目				
	紛失・破損								
失効・ 取上げ	理由		年月日						
備考				その他の科目					

(裏面

第17号様式(第16条関係)(表面)

		教育職員免許状原簿					マイクロ撮影
							年月日
ふりがな		本籍地	生年月日	卒業大学等	卒業(修了)年月日		
氏名			年月日		年月日		
現住所				基礎資格等			
書換え	ふりがな	本籍地	年月日	修得単位			
	氏名			教科に関する科目			
	ふりがな	本籍地	年月日				
	氏名				養護に関する科目		
再交付	理由		年月日				
	紛失・破損			栄養に係る教育に関する科目			
失効・ 取上げ	理由		年月日		教科又は教職に関する科目		
備考				その他	特殊教育に関する科目		

(裏面

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の日前に修得した改正前の教育職員免許状に関する規則（以下「旧規則」という。）第17条の第13表に規定する特殊教育に関する科目的単位については、次の表に定めるところにより、それぞれ同表の右欄に掲げる改正後の教育職員免許状に関する規則（以下「新規則」という。）第17条の第13表に定める特別支援教育に関する科目的単位とみなすことができる。

特殊教育に関する科目	特別支援教育に関する科目
教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育の基礎理論に関する科目
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	特別支援教育領域に関する科目のうち心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 免許状に定められこととなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目のうち心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	特別支援教育領域に関する科目のうち心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 免許状に定められこととなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目のうち心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により提出され、又は保存されている書類は、新規則の相当規定により提出され、又は保存されている書類とみなす。

4 改正前の第1号様式、第2号様式、第2号様式の2、第3号様式、第6号様式、第8号様式の2、第8号様式の3、第10号様式、第14号様式及び第17号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。